

発議第 15 号

令和 7 年 12 月 2 日

みやき町議会議長 平野 達矢 様

提出者

ふるさと寄附金事業特別委員会（100条委員会）委員長 宮原 宏典

記録の提出の拒絶に対する告発について

本件は

1. 地方自治法第 100 条第 1 項資料の提出を求めることができるが、資料提出されないため。
2. 地方自治法第 100 条第 9 項、議会は告発しなければならない。
3. 地方自治法第 100 条第 10 項並び第 98 条第 1 項の権限に基づき、法人所得税申告書の請求を求めることができるが、法人所得税申告書及び質問状 3 回請求しても提出なし正当な理由が認められないため。
4. 上記の理由をもって告発手続きを進めることを提案します。
みやき町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提案理由

一般社団法人 優里 代表理事 池田 里美

- (1) 100 条委員会令和 6 年 7 月 17 日に地方自治法第 100 条第 1 項により平成 29 年度、平成 30 年度法人所得税申告書（添付書類を含む）を所得の確認及び 100 条委員会で調査するため資料請求した。
- (2) 平成 30 年度法人所得税申告書が提出された。（添付書類）は提出なし。
- (3) 令和 6 年 8 月 9 日に再度の書類（添付書類を含む）提出要求をした。
- (4) 令和 6 年 9 月 4 日に資料（添付書類を含む）を提出がないため、地方自治法第 100 条第 9 項に規定する議会の告発について協議した。
- (5) 令和 6 年 9 月 24 日に 3 回目の記録資料（添付書類を含む）の請求をした。
- (6) 令和 6 年 10 月 25 日に記録等資料の提出がないため質問状を送付した。
- (7) 令和 6 年 11 月 5 日に記録等資料の提出がないため再度質問状を送付した。
- (8) 令和 6 年 11 月 11 日までに記録等資料（添付書類を含む）、質問状の提出がないので、
正当な理由が認められないため、地方自治法第 100 条第 9 項に規定する議会の告発を行うべきである。

告発対象者

一般社団法人 優里 代表理事 池田 里美